



健疾発第0121001号
平成17年1月21日

各〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

花粉症に対する緊急対策の実施について（依頼）

平素より疾病対策行政の推進に御尽力を賜り御礼申し上げます。

今春は、全国的に観測史上1，2位を争う量の花粉の飛散が予測され、花粉症の方は症状の重症化が、花粉症でない方は新たに発症するおそれが指摘されています。国民の皆様方に対し、可能な限り花粉にさらされないよう自ら予防し、必要があれば早期に医療機関を受診するよう呼びかけるとともに、医療従事者等に対しては、適切な医療が確保されるよう、診療ガイドライン等の周知を図る等の取り組みを徹底することが必要です。

このことから、厚生労働省では、正しい情報に基づく花粉症の予防や早期治療の更なる徹底を図るため、厚生労働省ホームページに花粉症特集を開設し、1月28日にはシンポジウムを開催する等、花粉症に対する緊急対策を講じているところです。

貴職におかれましても、引き続き花粉症対策を推進していただきますとともに、上記の趣旨を十分に御理解いただき、花粉症に対する緊急対策の実施に係る別紙の事項について必要な御協力方宜しく願います。

なお、今般の花粉症に対する緊急対策につきましても、実施状況等を具体的に把握するため、後日、貴管内における取り組み状況を照会させていただく予定としていますので御留意願います。また、社団法人日本医師会及び社団法人日本薬剤師会等に対しても、適切な医療の確保に係る協力依頼を行っていることを併せて申し添えます。



(別紙)

花粉症に対する緊急対策

1 花粉症の相談体制の整備

従来より、厚生労働省が実施しているリウマチ・アレルギー相談員養成研修会に参加していただいておりますが、貴管内における花粉症の相談窓口を設置するなど、一般の方々からの花粉症に関する問い合わせ等に対応できる体制が整備されるよう、特段の御配慮をお願いします。

なお、上記体制の円滑な整備に資するべく、追って、厚生労働省より「花粉症に関する相談マニュアル(Q & A)」を提供いたしますので、積極的に御活用ください。

2 花粉症に関する正しい情報の提供

花粉症の効果的な予防法、早期受診の必要性等に関する正しい情報を提供するため、ポスターのひな形及びパンフレットを作成し、追って、提供いたします。

貴職におかれては、これらの資料を積極的に御活用いただき、各医師会及び薬剤師会とも充分連携のうえ、一般の方々への花粉症に関する正しい情報の提供をお願いします。また、住民に身近である市町村においても適切な普及啓発活動が実施されるよう支援方をお願いいたします。

3 花粉症に対する適切な医療の確保

花粉症患者に対する適切な医療が確保されるよう、追って、厚生労働省より「医療従事者等向けQ & A」を提供いたしますので、「鼻アレルギー診療ガイドライン」等と併せ、医師会等の関係機関と連携して、医療従事者等に対する周知に関し特段の御配慮をお願いします。

また、今後、地域における専門医療機関と相談等を行ってもなお治療上疑義が生じる専門事項にあっては、医療機関向け専門相談窓口を国立病院機構相模原病院の御協力をいただき「リウマチ・アレルギー情報センター」ホームページ内(<http://www.allergy.go.jp>)に開設する予定ですので、こちらについても、追って、貴職にお知らせいたします。

なお、上記ポスターのひな形、パンフレット及び各種相談マニュアル等については、厚生労働省ホームページ内「花粉症特集」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/kenkou/ryumachi/kafun.html>)に、一月中を目途に随時、掲載いたしますので、御了知いただくとともに、関係者への周知方について特段の御配慮をお願いします。



健疾発第0121002号
平成17年1月21日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

花粉症に対する適切な医療の確保について（依頼）

平素より疾病対策行政の推進に御尽力を賜り御礼申し上げます。

今春は、全国的に観測史上1、2位を争う量の花粉が飛散すると予測されております。

このことから、厚生労働省では、正しい情報に基づく花粉症の予防や早期治療の更なる徹底を図るため、各都道府県等衛生主管部（局）長あて別添のとおり通知を発出したところです。

貴職におかれましては、花粉症に対する適切な医療の確保がなされるよう、「花粉症に対する緊急対策」の実施につき特段の御協力をお願いいたします。また、都道府県等が実施する、花粉症に関する正しい情報の普及啓発につきましても併せて御協力をお願いいたします。

なお、厚生労働省が実施する花粉症に対する緊急対策に係る各種資料等につきましては、厚生労働省ホームページ内「花粉症特集」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/kenkou/ryumachi/kafun.html>)に、一月中を目途に随時、掲載することとしておりますことを申し添えます。



健疾発第0121002号
平成17年1月21日

社団法人日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

花粉症に対する適切な医療の確保について（依頼）

平素より疾病対策行政の推進に御尽力を賜り御礼申し上げます。

今春は、全国的に観測史上1、2位を争う量の花粉が飛散すると予測されております。

このことから、厚生労働省では、正しい情報に基づく花粉症の予防や早期治療の更なる徹底を図るため、各都道府県等衛生主管部（局）長あて別添のとおり通知を発出したところです。

貴職におかれましては、花粉症に対する適切な医療の確保がなされるよう、「花粉症に対する緊急対策」の実施につき特段の御協力をお願いいたします。また、都道府県等が実施する、花粉症に関する正しい情報の普及啓発につきましても併せて御協力をお願いいたします。

なお、厚生労働省が実施する花粉症に対する緊急対策に係る各種資料等につきましても、厚生労働省ホームページ内「花粉症特集」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/kenkou/ryumachi/kafun.html>)に掲載することとしておりますので申し添えます。



健疾発第0121002号
平成17年1月21日

日本アレルギー学会理事長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課長

花粉症に対する適切な医療の確保について（依頼）

平素より疾病対策行政の推進に御尽力を賜り御礼申し上げます。

今春は、全国的に観測史上1、2を争う量の花粉が飛散すると予測されています。

このことから、厚生労働省では、正しい情報に基づく花粉症の予防や早期治療の更なる徹底を図るため、各都道府県等衛生主管部（局）長、社団法人日本医師会会長及び社団法人日本薬剤師会会長あて別添のとおり通知を發出し、花粉症に対する緊急対策の実施に係る御協力を依頼したところですので、御一覽をお願いいたします。

貴職におかれましては、別添に記載されている「医療従事者等向けQ & A」及び「医療機関向け専門相談窓口」等が、関係医療従事者により有効に活用されるべく、貴会関係者に対する「花粉症に対する緊急対策」の周知につき特段の御配慮をお願いいたします。

なお、厚生労働省が実施する、花粉症に対する緊急対策に係る各種資料等につきましては、厚生労働省ホームページ内「花粉症特集」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/kenkou/ryumachi/kafun.html>)に、一月中を目途に随時、掲載することとしておりますので申し添えます。